

菊川市1%地域づくり 活動交付金審査要領



© 菊川市

菊 川 市 1 % 地 域 づ く り 活 動

交 付 金 審 査 委 員 会

目次

	ページ
第1章 菊川市1%地域づくり活動交付金の趣旨	1
第2章 審査の方法	2
1. 地域づくり団体の審査方法	2
2. コミュニティ協議会の審査の方法	3
3. プレゼンテーション	4
4. その他	4
5. 1%交付金事業の流れ	4
第3章 審査基準の設定	5
1. 地域づくり団体の審査基準	5
2. 地域づくり団体の採点基準	6
3. コミュニティ協議会の審査基準	7
第4章 審査委員会の設置	8
1. 審査委員会の委員選出方法	8
2. 審査委員会の役割	8
第5章 情報の公開	9
1. 公開の目的	9
2. 公開の内容	9
3. 公開の方法	9
資料 菊川市1%地域づくり活動交付金審査委員会名簿	10

第1章 菊川市1%地域づくり活動交付金の趣旨

菊川市では市民と行政による協働事業として、市民の手で実践する地域づくりやまちづくり活動をサポートする「菊川市1%地域づくり活動交付金制度」を創設し、平成21年度から運用を開始しました。

この制度は市民が持つ魅力的な知識やアイデアを活かした地域づくり活動、市民の暮らしの向上を図る為の活動、更には、NPO法人やボランティア団体など、きめ細かい公共サービスを担う団体の活動に係る経費の一部について、菊川市の市民税1%相当額を財源として助成するものです。

市民の地域づくり活動への参加を容易にするため、10名以上の構成メンバーなどの応募要件を満たせば、誰もが申請することができます。また、菊川市が推進しているコミュニティ協議会の地域活動においても、この交付金制度が活用されています。令和元年度活動分から「学生団体」を交付対象団体として追加しましたが、令和6年7月に創設された「こども・若者参画支援交付金」へ移行されたことから、本制度からは廃止となりました。

申請のあった活動については、市民代表等で構成される審査委員会による厳正な審査・選考が行われます。また、事業実施後には実績報告書により交付金が有効に活用されたかチェックされ、年度末には、交付金活用団体等による活動報告会も予定されています。

審査会は原則公開で開催されます。申請された活動内容や審査結果等も公表されることで、公平性や透明性を確保するとともに他の団体への波及効果を高め、地域だけでなく菊川市全体の発展につながっていくものと期待されます。

この「審査要領」には、申請内容を審査・選考するための「審査のポイント」が明記されています。申請書作成時の参考資料としてご活用ください。

皆様のご応募をお待ちしております。

第2章 審査の方法

菊川市1%地域づくり活動交付金（以下、「1%交付金」という）は、活動の具体的な内容や活動に対する評価をするため、「公開活動審査会」を開催し、各団体が申請する活動内容について、審査・選考を行います。

申請書類は、事務局（地域支援課）で事前にチェックを行った上で、審査資料として審査委員に配布します。

1. 地域づくり団体の審査方法

地域づくり団体は令和元年度の事業から部門を「地域づくり自由活動部門」、「地域の困った解決部門」の2つに分け、表1のとおり審査を行います。審査委員が審査基準に基づいて採点し、その点数に基づき採択・不採択を判断します。

やむをえず審査会を欠席される場合は、必ず事務局へ連絡してください。事前に連絡がない場合は、失格となります。

応募期間 令和6年10月1日（火）から 令和6年10月31日（木）まで

審査会 令和6年11月30日（土）菊川市役所庁舎東館3階

審査方法 表1のとおり

採択基準 委員全員の合計が6割以上の評価点※表2のとおり

（表1）地域づくり団体の部門別審査方法

申請額 活動部門	申請額5万円未満	申請額5万円以上
自由活動部門	申請書類のみ	申請書類のみ ※
困った解決部門	申請書類及び 補足資料 ※	申請書類及び 補足資料 ※

※審査委員会で指定する団体には、プレゼンテーションによる審査を実施します。

（表2）採択基準表

6割以上	6割未満
採択	不採択

2. コミュニティ協議会の審査方法

コミュニティ協議会は申請書類を事務局にて事前にチェックを行い、審査会において審査委員による審査を行います（採点は行いません）。

審査委員からの意見等に基づき、必要に応じて申請書類の修正・再提出をしていただいた上で採択します。

応募期間 令和7年1月20日（月）から 令和7年2月7日（金）まで

審 査 令和7年2月下旬 菊川市役所庁舎東館3階

審査方法 書類審査



3. プレゼンテーション

プレゼンテーションは、次のとおり実施します。公平・公正に実施するため、プレゼンテーション及び質疑応答の時間を遵守してください。

(1) 時間配分は1団体につき20分（プレゼンテーション8分、質疑応答5分、審査表の記入及び発表者入れ替え7分）。

※プレゼンテーションの時間は申請団体数により変更する場合があります。

(2) 資料の掲示や追加配布、発表者による実演、パソコンによるプレゼンテーションソフト等の使用は自由です。

(3) パソコン（Windows8）とプロジェクターは事務局で用意します。準備するパソコンに搭載されているプレゼンテーションソフトは、Microsoft PowerPoint プレゼンテーションです。（パソコン持ち込み可、HDMI端子又はMacの場合は接続コードを持参してください）

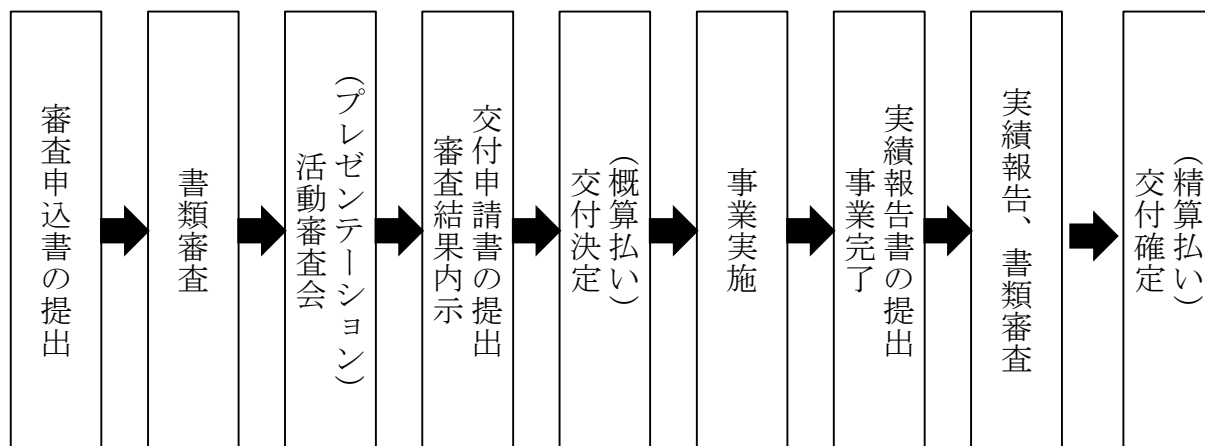
また、事務局で用意するパソコンはUSB使用不可となります。

(4) 発表者の登壇人数は、1団体あたり5名までとします。

4. その他

交付金は審査結果に基づき当初予算の範囲内で交付されますので、申請額どおりに交付されない場合があります。

5. 1%交付金事業の流れ



○地域づくり団体

R6.10～11	R6.12	R7.4	R7.4～R8.3
----------	-------	------	-----------

○コミュニティ協議会

R7.1～3	R7.4	R7.4～R8.3
--------	------	-----------

年度末には、活動団体の更なる発展と団体相互の意見交換を図るため、応募された全ての団体を対象に、活動報告会（一般公開）を開催しています。

第3章 審査基準の設定

1. 地域づくり団体の審査基準

地域づくり団体の審査は、地域づくり自由活動部門と地域の困った解決部門に分かれています。

地域づくり自由活動部門は、(表3)の内容について審査を行います。地域の困った解決部門は、(表3)及び(表4)の追加項目について審査を行います。

申請書類の内容から審査のポイントが読み取れるように作成してください。申請書類で書ききれない事があれば、必要に応じて参考資料を添付してください。

(表3) 審査項目と審査のポイント (両部門共通)

審査項目 (配点)	審査のポイント
計画性 (30点)	○目的や目標の設定ができているか ○活動内容が目的や目標に的確に寄与できるものとなっているか ○計画や予算等が明確で、活動が確実に遂行できる見込みがあるか
公共性 (30点)	○目的や目標は公共性が高いものとなっているか ○市民の誰もが参加できるものとなっているか ○市民生活や公共サービスの向上に貢献できるものか
発展性 (20点)	○良い波及効果を期待できるか ○団体として目指すビジョンが明確になっているか
独自性 (20点)	○団体ならではの視点や発想が活かされているか ○特徴のあるものか

(表4) 地域の困った解決部門における追加の審査項目と審査のポイント

審査項目 (配点)	審査のポイント
課題設定 (10点)	○市や地区、地域の課題が適正に設定されているか

※地域の困った解決部門については、(表3)の4項目の合計の平均点が6割以上且つ(表4)の追加項目の平均点が6割以上を獲得した団体が採択となります。

(表4)の追加項目が6割未満の場合は、地域の困った解決部門として採択できません。ただし、(表3)の審査結果が6割以上の場合は、地域づくり自由活動部門として採択できる場合があります。

2. 地域づくり団体の採点基準

地域づくり団体の採点は、各審査項目の「審査のポイント」ごとに評価します。

採択・不採択及び順位付けは、各審査委員の点数の「平均点」により判断します。

平均点は各審査員の得点の内、最高点と最低点を除いた得点を合計し、点数を合計した審査委員の人数で割り、小数点以下第2位を四捨五入して算出します。最高点及び最低点となる点数を付けた審査委員が複数いた場合は、それぞれ審査員1名分の点数を除外するものとします。平均点が6割以上を獲得した団体が採択となります。また、地域の困った解決部門に応募されたものについては、課題設定の項目において平均点が6割以上を獲得したものを地域の困った解決部門として採択します。

地域づくり団体が獲得した点数は、今後の活動における改善資料としていただくため、審査結果（採択・不採択）と併せて当該団体へ通知します。また、不採択となった団体にあっては、次年度以降の再挑戦を可能とします。

なお、10段階の評価区分は表5のとおりです。

（表5）地域づくり団体10段階評価の区分

区 分	評 価
高く評価できる	10・9
評価できる	8・7
普通	6
あまり評価できない	5・4
ほとんど評価できない	3・2・1

3. コミュニティ協議会の審査基準

コミュニティ協議会の活動で、1%交付金の対象とするものについては、表2の審査のポイントを踏まえた上で計画し、申請書類を作成してください。審査会で表6のポイントが読み取れるかどうか確認します。

コミュニティ協議会は審査委員による採点を行いませんが、審査会では書類審査・意見交換を行い、審査会での意見等に基づき、必要に応じて申請書類の修正・再提出をしていただきます。

(表6) コミュニティ協議会の審査項目と審査のポイント

審査項目	審査のポイント
計画性	<ul style="list-style-type: none">○市や地区、地域に適した目的や目標が設定されているか○活動内容が目的や目標に的確に寄与できるものとなっているか○計画や予算等が明確で、活動が確実に遂行できる見込みがあるか
公共性	<ul style="list-style-type: none">○目的や目標は公共性が高いものとなっているか○地区の誰もが参加できるものとなっているか○市民生活や公共サービスの向上に貢献できるものか
発展性	<ul style="list-style-type: none">○良い波及効果を期待できるか○地区として目指すビジョンが明確になっているか
独自性	<ul style="list-style-type: none">○地区ならではの視点や発想が活かされているか○特徴のあるものか

第4章 審査委員会の設置

公平・公正な審査を実施するため、「菊川市1%地域づくり活動交付金審査委員会設置要綱」（以下「設置要綱」という。）に基づいて審査委員会を組織し、公開活動審査会において、厳正なる審査・選考を行います。

この審査委員会の委員選出方法及び審査委員会の役割は、次のとおりです。

1. 審査委員会の委員選出方法

選出区分	選出方法	人数
地区選出（市民）	各地区コミュニティ協議会からの推薦	6名
市内NPO法人	市内のNPO法人へ依頼	1名
市外NPO法人	市外のNPO法人へ依頼	1名
学識経験者	市民活動で優れた活動実績のある方へ依頼	1名
企業代表	企業へ依頼	1名
行政代表	菊川市役所総務部長	1名

2. 審査委員会の役割

審査委員会の審議する事項については、設置要綱の第2条に定めています。

- （1）菊川市1%地域づくり活動交付金の制度に関すること。
- （2）菊川市1%地域づくり活動交付金の審査基準の検討に関すること。
- （3）菊川市1%地域づくり活動交付金の審査選考に関すること。
- （4）その他、菊川市1%地域づくり活動交付金制度の適正化に関すること。

第5章 情報の公開

1. 公開の目的

1%交付金は、公平性や透明性が求められると同時に、コミュニティ協議会や地域づくり団体の発展や地域活動の活性化はもちろん、その他の団体への波及効果や団体同士の協働事業へ繋がるのが期待されます。

このことから、市民や各団体の今後の活動における参考となるよう、申請のあった団体の基本情報や各団体の活動計画及び活動実施状況などについて公開します。

2. 公開の内容

次に掲げる事項を公開します。

- (1) 菊川市1%地域づくり活動交付金 応募の手引き
- (2) 菊川市1%地域づくり活動交付金 審査要領
- (3) 交付申請書類（様式第1号交付申請書、様式第2号活動計画書、様式第3号活動収支予算書）※個人情報を除く
- (4) 活動審査会（プレゼンテーション審査、質疑応答）
- (5) 審査・選考結果（採択・不採択のみ）
- (6) 実績報告書類（様式第7号実績報告書、様式第8号活動報告書、様式第3号活動収支決算書）※個人情報を除く

3. 公開の方法

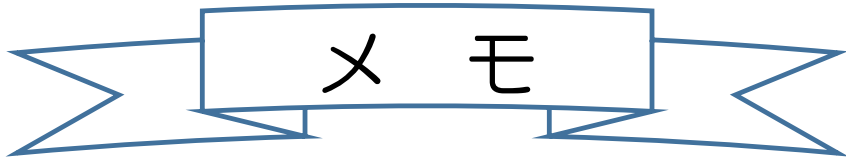
情報公開については、菊川市情報公開条例に基づき公開します。

また、1%交付金事業の募集等に係る周知については、広報菊川及び菊川市ホームページ等を活用し、必要に応じてチラシやパンフレットを作成し配布します。

資 料

菊 川 市 1 % 地 域 づ く り 活 動 交 付 金 審 査 委 員 会 名 簿

氏名	選出区分	備考
増田 哲志	地区からの推薦	町部地区
八木 秋博	地区からの推薦	内田地区
藤原 万起子	地区からの推薦	六郷地区
岡本 基孝	地区からの推薦	河城地区
武田 修	地区からの推薦	嶺田地区
鈴木 初雄	地区からの推薦	小笠東地区
鈴木 あいか	市内NPO法人	きくがわ未来会議
兒玉 絵美	市外NPO法人	NPO法人 クロスメディアしまだ
山内 秀彦	学識経験者	(株) 東海まちづくり 研究所
川端 務夢	企業代表	rivソーシャルビジネス 研究所
中川 敬司	行政代表	菊川市役所





お問合せ
ご相談、提出先

菊川市 総務部 地域支援課 市民協働係

〒439-8650 菊川市堀之内61番地

TEL : 0537-35-0925 FAX : 0537-35-0977

E-mail : chiiki@city.kikugawa.shizuoka.jp

ホームページ : <http://www.city.kikugawa.shizuoka.jp>

